

議案第90号

三田市監査委員の選任につき同意を求めることについて

三田市監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 兵庫県三田市狭間が丘五丁目

氏 名 しま 島 やす 康 お 雄

令和3年12月17日提出

三田市長 森 哲 男

（提案理由）

令和3年12月24日付をもって、三田市監査委員 島 康雄 氏の任期が満了するので、後任委員を選任する必要があるため。

（参考）

三田市監査委員一覧表

氏 名	選 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日
竹本 昌弘	平成30年10月23日	令和4年10月22日

地方自治法

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつ

ては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。